

◎三重県入札時 V E（価格競争型）試行要領

（平成 12 年 4 月 1 日）

（目的）

第 1 条 この試行要領は、三重県、三重県教育委員会、三重県警察本部が発注する建設工事について、入札時に入札参加希望者から施工方法等のコスト縮減が可能となる技術提案を受け付ける発注方式を試行的に導入するために必要な事項を定めることを目的とする。

（対象工事）

第 2 条 比較的高度又は特殊な技術力を要するとともに、民間の技術開発の進展の著しい工事又は施工方法等に関して固有の技術を有する工事で、コスト縮減が可能となる技術提案が期待されるものであり、かつ、工事を担当する事業課長及び地域機関の部長（以下「事業課（部）長という。」）が必要と認め選定した工事を対象工事とする。

（提案を求める範囲）

第 3 条 施工方法等のコスト縮減が可能となる技術提案を求める範囲は、施工方法等であって、原則として従来一般的には設計図書において指定されてきたもののうち、コスト縮減が可能となる技術提案を期待できるもので民間の技術開発を積極的に活用することが適当と認められるものの中から工事特性に応じて定めることとし、工事目的物の変更を伴わない範囲とする。

ただし、施工方法等の変更に起因して工事目的物の変更を伴うことが想定される場合には、必要と認める範囲で工事目的物の変更を含めることができるものとする。

（提案を求める部分の位置付け）

第 4 条 施工方法等のコスト縮減が可能となる技術提案を求める部分は原則として限定しないものとするが、特に限定する場合は設計仕様書においてその部分を明示する。

（募集手続）

第 5 条 公告（三重県一般競争入札実施要綱第 4 条）及び掲示（三重県公募型指名競争入札実施要綱第 4 条）を行う際に設計仕様書を同時に閲覧に付し、発注者が参考として示した図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等に関する提案（以下「V E 提案」という。）を求める旨と提出期限を明示するものとする。（別紙－1 参照）

（手続きに要する日程）

第 6 条 別紙－2 に示す日数を参考とするものとする。

（提案の提出方法）

第 7 条 V E 提案に基づき施工しようとする場合は、その内容を明示した施工計画書を提出することとする。この施工計画が適正と認められない場合に標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出することができるものとする。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案による施工計画を提出するものとする。

(資料作成説明会)

第8条 事業課(部)長は、必要があると認めるときには、資料作成説明会を実施することができるものとする。

(資料等のヒアリング)

第9条 事業課(部)長は、必要があると認めるときには、資料及びVE提案のヒアリングを実施することができるものとする。

(提案の審査)

第10条 事業課(部)長は、VE提案及び標準案に基づく施工計画の審査を行い、審査の結果を踏まえ、入札・指名審査会の議を経て、競争参加資格の確認を行うものとする。

2 VE提案等の審査を行うため、入札時VE審査委員会を設けることとする。入札時VE審査委員会は、VE提案等の審査の結果を入札・指名審査会に通知するものとする。

3 入札時VE審査委員会の運営要領は別に定めるものとする。

なお、入札時VE審査委員会は必要に応じて、学識経験者等のアドバイザーの意見を聴くことができるものとする。

4 VE提案に基づく施工計画の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、標準案と比較した経済性等を、また標準案に基づく施工計画の審査に当たっては、施工の確実性、安全性等を評価するものとする。

なお、建設業者がVE提案及び標準案に基づく施工計画を併せて提出した場合において、VE提案に基づく施工計画が適正であると認められるときは、標準案に基づく施工計画の審査は行わないものとする。

(提案の採否の通知等)

第11条 VE提案等の採否については、競争参加資格の確認の通知(一般競争入札)及び指名又は非指名の通知(公募型指名競争入札)に併せてVE提案を提出した建設業者に通知するものとする。その際、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。なお、一般競争入札においてVE提案及び標準案の両方を提出した建設業者に対して標準案に基づく競争参加資格の確認を行う場合、建設業者は、VE提案が適正と認められなかった理由に対して、理由の説明要求を行うことができるものとする。

(落札者の決定)

第12条 予定価格は、標準案に基づき作成するものとする。VE提案が採用された建設業者はVE提案に基づく入札を行うものとする。落札者は、価格競争型により決定するものとする。

落札者がVE提案を採用された建設業者である場合は、特記仕様書等において、VE提案による工法で施工しなければならない旨を記載する。

(提案内容の保護)

第13条 VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。なお、この旨を公告、掲示、入札説明書、特記仕様書等に記載することにより、建設業者に周知するものとする。

(責任の所在)

第 14 条 発注者が V E 提案等を適正と認めることにより、当該部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではない旨を入札説明書、特記仕様書等に記載するものとする。

(入札公告・入札説明書及び掲示に明示する事項)

第 15 条 提案を募集する場合には、入札公告・入札説明書及び掲示に次の事項を加える。

- (1) 当該工事が、入札時 V E 方式の試行工事であること。
- (2) V E 提案等は、競争参加資格の確認に反映されること。また、その審査に当たって、施工の確実性、安全性、標準案と比較した経済性等を評価すること。
- (3) 申請書・資料及び V E 提案の提出期限。
- (4) V E 提案は、別に定める様式－1～4 に基づき提出するものとする。
- (5) V E 提案により施工しようとする場合は、その内容を明示した施工計画を提出する必要があること。この施工計画が適正と認められない場合に発注者が示す標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出する必要があること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は標準案による施工計画を提出する必要があること。さらに、一般競争入札方式の場合、V E 提案及び標準案の両方を提出した建設業者に対して標準案に基づく競争参加資格の確認を行う場合、V E 提案が適正と認められなかった理由に対して、理由の説明要求を行うことができること。
- (6) V E 提案等の資料については、ヒアリングを実施する場合があること。
- (7) V E 提案等の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知すること。
- (8) V E 提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではないこと。
- (9) V E 提案等を適正と認めることにより、当該部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではないこと。

附則 この試行要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

※各種様式は省略。MICS に掲載

入札時VE審査委員会設置要領

(目的)

第1条 入札時VE審査委員会（以下「委員会」という。）は、三重県、三重県教育委員会、三重県警察本部の発注する建設工事において、民間の技術開発を積極的に活用し建設コストの縮減を図るために、建設業者から提出された技術提案を審査することを目的に設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は前条の目的を達成するために、入札時VE方式の工事について、建設業者より提案された施工方法等を、施工の確実性、安全性、標準案と比較した経済性等について審査を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、必要に応じて臨時委員を指名することができる。

(構成員)

第4条 委員会の構成員は次のとおりとする。なお、必要に応じて学識経験者等のアドバイザーの意見を聞くことができる。

(1) 発注機関が本庁のとき。

委員長 (工事関係) 課長

副委員長 (工事関係) 課長補佐または副参事

委員 (工事関係) グループリーダー

委員 (工事関係) グループ関係技術職員

(2) 発注機関が地域機関のとき。

委員長 (工事関係) 部長

副委員長 (工事関係) 副部長または副参事

委員 (工事関係) グループリーダーまたは課長

委員 (工事関係) グループ (課または係) 関係技術職員

(委員会の開催)

第5条 委員会の開催は委員長が必要と認めるときに召集するものとする。

(事務担当)

第6条 委員会の事務局は発注機関の工事関係職員所属グループ (課または係) に置くものとする。

2 事務局はVE提案書類の確認、審査委員会の開催準備、提案者に対する審査委員会での説明要請、入札・指名審査会へのVE提案等の審査の結果の通知など必要な事項を行う。